

会議録

| | |
|----------------------|---|
| 会議の名称 | 令和6年度第1回 枚方市地域包括支援センター運営等審議会 |
| 開催日時 | 令和6年5月27日（月） 14時～15時30分 |
| 開催場所 | 枚方市役所 別館4階 特別会議室 |
| 出席者 | 山田 委員、秦 委員、山本 委員、緒方 委員、金田 委員、 明石 委員、遠竹 委員、中尾 委員、室田 委員、谷口 委員 |
| 欠席者 | — |
| 案件名 | 1. 枚方市地域包括支援センター各部会からの令和5年度活動報告について 2. 各枚方市地域包括支援センター令和5年度収支報告及び実績報告について 3. 枚方市地域包括支援センター令和6年度事業計画について 4. その他 |
| 提出された資料等の名称 | 資料①-1 主任ケアマネ部会活動報告資料 資料①-2 社会福祉士部会活動報告資料 資料①-3 保健師部会活動報告資料 資料②-1 収支報告書（令和5年度） 資料②-2 介護予防支援委託状況報告書（令和5年度） 資料②-3 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和5年度） 資料②-4 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和5年度） 資料③ 各枚方市地域包括支援センター年間事業実施計画 資料④ 介護予防支援原案作成委託料について |
| 決定事項 | 1. 案件1について報告 2. 案件2について報告 3. 案件3について報告 4. 案件4について報告 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。 |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。 |

| | |
|----------------------|--------------|
| 審 議 内 容 | |
| 傍 聴 者 の 数 | _____ |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 健康福祉部 健康づくり課 |

1 議 題

【案件1】枚方市地域包括支援センター各部会からの令和5年度活動報告について

<資料①-1 主任ケアマネ部会活動報告資料>

地域包括支援センター：（資料についての説明）

※地域包括支援センターを以下「センター」という

委 員：介護予防支援事業を居宅介護支援事業者へ委託している現状について、センターとして期待されていることなどがあれば教えてください。

センター：ケアマネジャーが不足している実情はありますが、包括的・継続的支援として委託先事業者のケアマネジャーとともに困難事例に対処していくことができると考えています。

<資料①-2 社会福祉士部会活動報告資料>

センター：（資料についての説明）

委 員：枚方市徘徊高齢者SOSネットワーク評価表について、令和4年度実績と比較して発動件数が減少していると思うのですが、減少している要因はあるのでしょうか。

事務局：当該事業は、警察による捜索を前提としており補助的な役割を担うネットワークになります。発動件数としては、令和4年度実績と比較すると減少しています。発動件数が減少した要因は不明ですが、当該ネットワークの発動依頼がなされる前に、警察が発見するなど、様々な影響が考えられます。

委 員：枚方市徘徊高齢者SOSネットワークの名称について、「徘徊」ではなく「おひとり歩き」等の表現を使用する自治体が少しずつ増えてきていると思います。事業の名称であるため、容易な変更は難しいかもしれませんが検討してみてもと思います。

委 員：見守り110番事業において、広域に店舗を展開されている事業者が協力店舗となったということですが、広い範囲に点在する協力店舗が多ければ多いほど様々な情報を得られると思いますので、大変心強いなという印象です。

<資料①-3 保健師部会の活動報告>

センター：（資料についての説明）

委員：介護予防ケアマネジメントにおける支援計画期間の取り扱いについて、判断基準の見直しを行ったことでどのような業務軽減に繋がったのでしょうか。

センター：原則、センター職員が長期プランを作成する際は、所長若しくは保健師に判断を仰がなければならないのですが、「自立阻害因子が、改善予測し難い疾患等に起因するケース」と「現在の地域資源や創設された独自サービス事業へつなぐことが困難で、現行サービスや介護保険サービス利用等の継続が自立度維持に必要なケース」が併存する場合や「概ね90歳以上で加齢により右肩上がりで改善の可能性が低い高齢者」である場合については、センターの担当職員1人で支援計画期間を判断することができるよう業務の軽減をしたものとなります。

【案件2】各枚方市地域包括支援センターの令和5年度収支報告および実績報告

<資料②-1 収支報告書（令和5年度）>

<資料②-2 介護予防支援委託状況報告書（令和5年度）>

<資料②-3 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和5年度）>

<資料②-4 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和5年度）>

事務局：（資料についての説明）

委員：資料②-1に記載されている収支について、毎年度累積した額が記載されているのでしょうか。

事務局：令和5年度の単年度収支を記載しております。

委員：民間企業であれば収支が翌年度に繰り越されていくと思うのですが、資料②-1における令和5年度の収支差額は今後どのような扱いになるのでしょうか。

事務局：資料②-1については、センターに委託している包括的支援事業に係る収支及びケアプランを作成することで得られる介護報酬など介護予防支援に係る収支を記載しています。これらは、センターを運営する法人としての会計とは異なるものになりますが、それぞれの法人において展開している様々な事業に係る収支を最終的に合算していくものと思われま。

委員：資料②-2について、人材不足等により介護予防給付の委託先が減少している傾向にあると思います。例えば、要支援の高齢者が介護予防給付サービスの利用を希望するものの、サービスの利用希望者が多く順番待ちのような状況になる可能性が生じてくると思うのですが、現状はいかがでしょうか。そのような状況になった場合、

速やかにサービスの利用に繋げることは可能でしょうか。

事務局：他の自治体において、希望者にサービスを利用してもらうため順番待ちのような状況が生じていると耳にしていますが、本市において、そのような状況であると認識しておりません。

委員：資料②-4について、センターによって活動実績の差が大きく広がっており、一方で活動する職員数には大きく差がないことから、センターによっては職員のオーバーワークや活動に係る労力の大きな違いが生じているのではないかと思います。モチベーション維持などを踏まえ、積極的に活動を行っているセンターを評価できるものがあるといいのかなと思います。

事務局：積極的な活動によりセンターの知名度が上昇することで、地域住民からの相談件数や地域イベントへの参加依頼数が増加していくと思われるため、センター職員のオーバーワーク等については注視していきます。

委員：資料②-1、2について、センターに係る収支、介護予防給付の総件数、委託件数それぞれの関係性を可視化するために、それぞれの項目を軸としてグラフ化してもらうとより分かりやすくなると思います。

事務局：検討させていただきます。

委員：介護予防給付サービスを利用するための順番待ちに近い話題に戻りますが、デイサービスを利用するに当たって、サービス利用者の自宅の近辺に所在するデイサービス事業者ではなく、市内の遠方に所在するデイサービス事業者でないとサービスを利用できないという話を聞いておりますのでこの場で共有します。

事務局：デイサービス事業者が少しずつ減少している状況にありますので、地域によってはデイサービス事業者ごとにサービス利用希望者の受け入れに差があるかもしれませんが、引き続き注視していきます。

委員：様々なサービスを利用するに当たり、遠方にある事業所まで行かざるを得ないという事例がどれくらいあるのか、表に出ていないだけで常態化していないかどうか、仮にそのような事例がある場合は課題解決を含めた確認を行う必要があると思います。

委員：資料②-2について、第1圏域の社協もればは担当地域から遠く離れている事業者へ委託しているようですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局：確認させていただきます。

委員：本審議会において報告されている資料について、センターは確認する機会はあるのでしょうか。当該資料をセンターに積極的に配付することで、これからの活動の参考になると思います。

事務局：本審議会資料については、後日、事務局が枚方市のホームページに議事録とともに掲載する予定であり、センターはホームページ上で当該資料を確認することができます。

委員：事務局がセンターに対して直接指導等することはありますか。

事務局：センターにおける次年度の事業計画を確認する際や、センターに対する実地指導を行う際に直接指導等を行う機会があります。

【案件3】各地域包括支援センター令和6年度の事業計画について

<資料③ 各枚方市地域包括支援センター年間事業実施計画>

事務局：（資料についての説明）

委員：すべてのセンターが独立して活動を行い計画を立てているわけではなく、隣接する地域に所在するセンターは双方に協力して活動しているケースもあるようです。高齢者が利用できる移動手段が不足している課題に対して、複数のセンターが協議を重ねたといった内容の記載もあったことから、とても心強い印象を受けました。

【その他】介護予防支援原案作成委託料について

<資料④ 介護予防支援原案作成委託料について>

事務局：（資料についての説明）

委員：センターにおいて、高齢者虐待防止措置未実施減算は適切になされているのでしょうか。

事務局：今年度の実地指導時に確認を行う予定です。

委員：令和6年4月1日時点において枚方市から指定を受けた介護予防支援事業者はいくつありますか。また、当該事業者について本審議会にて審議する対象となり得るの

でしょうか。

事務局：令和6年4月1日に本市から指定を受けた介護予防支援事業者は、アイリス居宅介護支援事業所、ケアプランセンターそおれの2事業者です。なお、令和6年5月1日時点において同様に指定を受けた介護予防支援事業者は0である旨、所管課から報告を受けております。引き続き、本審議会にて報告させていただきます。

委員：枚方市から指定を受けた介護予防支援事業者に在籍している者について、本審議会の委員を務めることはできないのでしょうか。

事務局：本市から指定を受けた介護予防支援事業者に在籍している者が、本審議会の委員として適切ではないという判断は現時点でありませんが、確認をさせていただきます。

【その他】事務局からお知らせ

事務局：社協こもれびについて、枚方市社会福祉協議会から本年4月3日に事業撤退申出書を受理しましたので報告します。

委員：全国にセンターはブランチ等を含めると7,000箇所以上あり、中には人材の継続的な確保に苦慮しているところもあると思います。一方で、地域全体で専門職数を調整するというような柔軟性のある考え方が国から一部示されています。枚方市においても、センターが人材の確保に苦慮している状況が生じているのではないかと思いますし、国が示すような柔軟性のある考え方の導入について、検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

事務局：以前、本市にて2箇所のセンターを運営していた法人が、本件と同様1箇所のみでの運営としたい旨申し出あったことから、1法人が2箇所のセンターを継続的に運営することは負担が大きいと思われます。そのため、枚方市社会福祉協議会からの社協こもれびに係る事業撤退理由について理解しております。

委員：センター間で連携、事業継続という観点においては、同一法人がセンターを運営することが効率的であるといった考え方もあるのではないのでしょうか。